

公益社団法人長野県建築士会寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県建築士会（以下「本会」という。）が受領する寄付金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 使途を特定せずに広く一般に募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (2) 募集特定寄付金 使途を特定して広く一般に募金活動を行うことにより受領する寄付金
- (3) 使途特定寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金であって、その使途及び管理運用方法について条件を付されたもの。

2 この規程で規定する寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 一般寄付金は公益社団法人長野県建築士会定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(募集特定寄付金の募集)

第4条 募集特定寄付金を募集するときは、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項について理事会の承認を得るものとする。

2 募集特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

(使途特定寄付金)

第5条 使途特定寄付金を受領するときは、その受領について理事会の承認を得るものとする。

2 使途特定寄付金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受入れに起因して、本会が著しく資金負担を生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があるものと認められるもの及び本会が受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

3 本会は、使途特定寄付金の支出が完了したときは、第7条第2項に準じ、報告書を寄付者に送付するものとする。

(受領書等の交付)

第6条 一般寄付金又は使途特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募集特定寄付金募金に係る結果の報告)

第7条 募集特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定、その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に送付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することにより送付に代えることができる。

2 募集特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る決算書及びその事業効果等を記載した報告書を作成し、寄付者に送付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することにより送付に代えることができる。

(情報公開)

第8条 本会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報管理規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。